

## 松江家庭裁判所委員会（第8回）議事概要

- 1 日時  
平成18年10月17日（火）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所  
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者  
（委員長）西島幸夫  
（委員）熱田幹裕，太田雅也，岡本恵，小原千明，澤アツ子，水野彰子，山下由紀恵，吉迫哲哉，米田容子（五十音順敬称略）  
（説明者）松下事務局長，中嶋首席家裁調査官，秋村首席書記官  
（庶務）川西総務課長，星野総務課課長補佐
- 4 議事（発言者 ■委員長，○委員，●説明者）
  - (1) 委員長あいさつ
  - (2) 前回指摘事項に対する説明
    - ア 総務課長から，次のとおり説明を行った。
      - ・施設について  
北側入口の案内について工夫が必要ではないかという意見について，北側通路口のドアのガラスを透明にし，正面玄関への見通しをよくした。また，案内役を兼ねて守衛を毎日北側入口にも配置している。今後もさらに検討，改善を行っていきたい。
      - ・一般広報について  
病院，駅などにパンフレットを置いたらどうかという意見について，大きな病院等に依頼し，裁判員制度のパンフレットを置けることになった。また，手続等のパンフレットの配布についても，その都度見直しを行い，新たな配布先を拡大している。今後とも検討していきたい。
    - イ 「裁判員制度の広報について」事務局長から次の点について説明を行った。
      - ・裁判員制度実施までの広報活動の大まかなプランについて
      - ・今後の広報活動の方向性について
      - ・松江の裁判所での広報活動の状況
      - ・効率的な広報活動の推進意見交換の内容は次のとおり
- 裁判員制度の今後の広報活動は環境整備を含め，国民が参加しやすい仕組みを作るために，休暇制度の創設等，企業経営者の方の理解を得るための広報を展開していかねばならない。どういう形で企業経営者の方にお問い合わせいただければよいのか模索しているところである。

つい先日は，JAの職員の方を対象として裁判員制度の説明の機会があった。参加者550人で，裁判官が1時間程度の説明を行った。今後ともこういった機会があれば紹介いただきたい。

- 会社に勤めている者が、裁判員裁判に参加するには、年次休暇を取って出掛けなければならないのか。
- 現在のところ裁判員制度に参加するための特別休暇は、まだ制度化されていない。ただ、トヨタ自動車等では、裁判員裁判への参加のための休暇制度を創設するなどの動きがあると聞いており、大企業では検討を始めているところもある。
- 裁判員制度広報結果一覧表を見ると、数多くの法廷見学や裁判員制度の説明が実施されているが、この企画は先方からのアプローチか。
- ほとんどが先方からの申し込みである。
- 法廷見学、説明会の実施、また、出前講義に出向くことはホームページに掲載し宣伝した方がよい。
- 見学、傍聴案内については、既にホームページに掲載している。
- もう少し興味を引くような内容に修正する予定であり、出張講義の案内についても今後ホームページに掲載することにした。
- 裁判員制度の説明には、どの位の時間が必要か。
- 依頼先の要望により、説明の仕方は短くも長くもできる。30分程度みていただければ、一通りの説明と多少の質問時間も設けることができる。
- 県の中学校の校長会で裁判員制度について説明してもらおうと、校長が地域、教員にフィードバックすることができるので効果的だ。
- 先日、企業経営者40人ほどを対象に裁判員制度の説明会を実施し、所長に講師をお願いした。ほとんどの者が法廷見学等初めての経験であり、裁判員制度への関心も高まり好評であった。次のステップとして、経営者を通じて従業員にどう浸透させていくかという問題がある。
- 外部から依頼がくるのを、店を広げて待っているだけではだめだ。業務多忙とは思いますが、裁判所から外に出向いて積極的に勧誘することが大切である。裁判所に自発的に説明会を申し込まれる方は意識レベルが高い。多くの市民は誘われたら出かけて行く場合がほとんどだ。
- 公民館、自治会等の会合に説明会を組み込んでもらえるよう、広報文書等を送付して積極的にアプローチすることも効果的ではないか。
- 昨年は公民館を中心に広報依頼に回り、説明会の機会を設けてもらった。これからはもっと積極的に出ていく必要がある。すべての企業を訪問することは難しいので、個々の企業に書面を送付するという方法も考えていくべきだろう。
- 我々一般人にとって視覚に訴えるビデオ上映は、説明を聞くだけより分かりやすく効果的だ。
- ビデオ「評議」は大変おもしろい作品であった。裁判員制度について説明した、もう少し短いものはないのか。
- 15分程度のビデオもある。裁判所に見学に来られた場合、そのビデオを

見てもらってから説明を行うことも多い。

- まず5～10分程度のビデオを見てもらってから説明に入る方が、参加者も取っ付きやすいし、制度の理解を得られやすいと思う。「評議」のビデオは公民館に配布されているのか。
  - 「評議」のビデオは教育委員会を通じて図書館に配布してあるが、公民館には配布してない。
  - ビデオを施設の待合室等で常時流してもらうのも、よい方法である。
  - 「法の日週間」等の機会に、配布先に対して改めてビデオの利用について働きかけることも必要である。
  - 島根大学のゼミでの学生への説明会、教職員の研修での教員への説明会は実施されているようだが、県とか市町村の行政の職員の採用研修等に説明会を組み込んでもらうとか、昼休みにビデオを流してもらうという方法もどうか。
- (3) テーマ「調停委員の研修のあり方」
- 前回に引き続いて意見交換。委員から次のような意見があった。
- 調停委員として、これまでも自主的な研修は行ってきたが、今後もロールプレイング、グループ討議等取り入れて、当事者に対するより良い対応を目指していきたい。
  - 調停は家事事件の紛争解決の中心となるものであり、調停が十分に機能し、期待に応えられるものでないと家庭裁判所の存在そのものが揺らぐことになる。その意味で調停委員の研修は実のあるものにしていかねばならない。
  - 研修員の選定はどのようになされているのか。
  - 経験年数、扱った事件数等によって、それぞれの研修会の目的にふさわしい委員を選定している。
  - それぞれの研修会の目的、課題はどのように設定されているのか。調停委員からの問題提起もあるのか。
  - 最高裁から発出される年度ごとの通達に基づき行うが、それに各庁ごとの問題を踏まえて工夫している。
  - 家事調停委員のケース研究会は、昨年は「配偶者暴力」、今年は「子の監護に関する処分」をテーマとした。ロールプレイングを取り入れたり、また、調停条項の作成演習も行っている。
  - 各裁判所がその時々抱えている問題を取り上げることもできる。今年度は、新たにケース研究会の際に調停委員との座談会の時間を設け、調停委員の意見、要望を聞き、意思疎通を図る機会とした。
  - 平成19年4月施行の「年金分割制度」についての研修も必要ではないか。
  - 「年金分割制度」については、外部講師を呼んで年内に実施することを企画している。今後もタイムリーな問題を取り上げていきたい。
  - 地裁の方でも被害者救済の関係で12月に外部講師を呼ぶ予定である。予

算面の問題もあり、これまで外部講師を呼ぶことは少なかった。外部からの刺激を受けることも大事であり、今後も機会があれば外部講師を依頼し、効果的な研修を実施していきたい。当事者との対応も含めて、研鑽のために相談機関の方の話を聞くことも考えられる。

- 調停委員が外部に見学に出向くことはないのか。
  - 以前、調停委員の成年後見制度の自主研修で老人施設に行ったことはある。
  - 調停の際に、調停委員が双方の言い分を公平に聞いてくれないという苦情を耳にする。当事者の立場に立った調停が行われるよう新任研修の場だけでなく、その後も繰り返し研修を行い、調停委員としての基本的な心構えを忘れないよう指導してもらいたい。
  - 一般の者にとって、裁判用語は馴染みがなく理解しづらい。調停の場では、できるだけ利用者の立場に立って、分かりやすい丁寧な話し方を心掛けてほしい。
  - 一度研修したら、それで終わりということではなく、また、調停に対する不満についても、耳にする都度、機会を捉えて調停委員に伝えていきたい。
- (4) テーマ「利用しやすい裁判所にするための方策について」

ア 総務課長から、次のとおり説明を行った。

・これまで改善してきた事項

平成13年に庁舎内の案内表示板を改善し、来庁者の意見集約のための意見箱「みなさまの声」を設置した。さらに、本年「環境改善プロジェクト」を立ち上げ、設備等の改善、整備について検討している。また、玄関ホールで各種手続案内ビデオを放映したり、家裁窓口で成年後見手続のビデオを見てもらうことにより家事相談の充実を図ってきた。

・ホームページについて

本年3月に裁判所ウェブサイトのリニューアルし、内容も充実した。各地の裁判所のサイトに、それぞれの裁判所の固有の情報を掲載している。裁判員制度専用のウェブサイトも開設された。

イ 「受付相談窓口のあり方について」首席書記官から次の点について説明を行った。

・家庭裁判所が行う相談の内容等

・相談者が利用しやすいように改善してきたこと

・法テラスについて

続いて、実際にホームページを見たあと意見交換。意見交換の内容は次のとおり。

- ホームページの「裁判手続の案内」コーナーは、利用者の層が絞り切れていない。専門用語を減らし、かみ砕いた表現にするとかイラストを入れるなど、分かりやすく取っ付きやすいものにすべきである。また、窓口での手続説明も、成年後見手続のビデオの利用というように、動画を取り入れるとか

ビジュアル化して分かりやすいものにすべきである。

- 以前のホームページに比べると格段に良くなった。ただ、裁判所の手続を本当に利用しようとして検索する場合には、目的の場所にたどり着くのが難しいと思う。とりあえず情報を流しておけばよいだろうというスタンスがうかがわれる。利用者への質問から始まって、はい、いいえでクリックしていけば、目的のところにたどり着けるような仕様にすれば、利用しやすいのではないか。
- 家庭裁判所の窓口には、すべての申請書がそろえてあり、その場でもらうことができるのか。また、記載の仕方も教示してもらえるのか。
- 窓口には書式はすべてそろえてあり、担当職員が、来庁者に話を伺いながら、必要書類を渡すことはできる。手続相談に来られた場合も、何をどう相談したらよいか分からない方が多く、その方の抱えている問題を引き出すことから始めなければならない。その意味で、担当者と直接会話できる窓口相談は当事者にとって分かりやすく便利である。
- 手続相談は、マンツーマンで行える窓口相談に勝るものはないだろうが、ホームページには予備知識の収集の意味がある。とりあえずホームページをのぞいて情報収集してから、窓口を訪れる人は多いただろう。その意味で、ホームページの入口は広く、敷居は低く、利用しやすくすべきである。
- 一般人にとっては、民事、家事の識別も難しい。ホームページから申請書を探す場合も、そこまでたどり着くのに、かなりの手間をとられる。
- ホームページに載せる場合に、民事、家事の案件を類型化するような工夫をして、利用者の立場に立った情報提供をしていくことは必要かもしれない。大きな庁は、地裁、家裁の建物も別であり、どこに相談に行ったらよいか迷う場合もあるだろう。ただ、当庁のように地家裁同じ建物にある小規模な裁判所は、どこの部署に行っても、対応した職員が目的の窓口に案内してくれるだろう。
- 法テラスのホームページにはリンクできるのか。
- 裁判所のホームページからは、今のところリンクできない。
- 相談機関が分からない場合に法テラスを利用するとしたら、各地の裁判所のホームページに、対応する法テラスの地方事務所の紹介（連絡先、地図、アクセス手段等）を載せることを考えてはどうか。リンクをはるのも良いと思う。
- ホームページに限らず、何かをリニューアルした場合には、それにかかわった以外の者に使用してもらって意見を聞くと、使い勝手、利用しやすさが検証できる。知識のない者が利用しやすいことが一番である。

#### (5) 次回テーマの選定

時間切れとなった本日のテーマである「利用しやすい裁判所にするための方策について」及び新たに「少年の非行及び再非行の防止について」が選定され

た。

(6) 次回開催期日等

次回は、平成19年2月8日（木）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。

